

現行	改正案	頁	備考																																																						
第1章 総 則 第1節から第3節 （略） 第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 1から3 （略） 表1－4－2 緊急事態区分とEALの枠組み 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準 <table><tr><th></th><th>警戒事態 (Alert)</th><th>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</th><th>全面緊急事態 (Genal Emergency)</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>原子炉制御室</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 表1－4－3 運用上の介入レベル <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">基準の種類</th><th>基 準 の 概 要</th><th rowspan="2">初期設定値※¹</th></tr><tr><th>防護措置の概要</th></tr><tr><td rowspan="3">緊急防護措置</td><td rowspan="3">OIL1</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）</td></tr><tr><td></td></tr></table>		警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (Genal Emergency)	(略)	(略)	(略)	(略)	原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	(略)	(略)	(略)	(略)		基準の種類	基 準 の 概 要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	(略)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）		第1章 総 則 第1節から第3節 （略） 第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 1から3 （略） 表1－4－2 緊急事態区分とEALの枠組み 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準 <table><tr><th></th><th>警戒事態 (Alert)</th><th>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</th><th>全面緊急事態 (Genal Emergency)</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>原子炉制御室</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 表1－4－3 運用上の介入レベル <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">基準の種類</th><th>基 準 の 概 要</th><th rowspan="2">初期設定値※¹</th></tr><tr><th>防護措置の概要</th></tr><tr><td rowspan="3">緊急防護措置</td><td rowspan="3">OIL1</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）<u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）を実施</u></td></tr><tr><td></td></tr></table>		警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (Genal Emergency)	(略)	(略)	(略)	(略)	原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。	(略)	(略)	(略)	(略)		基準の種類	基 準 の 概 要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	(略)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。） <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）を実施</u>		19	表改める
	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (Genal Emergency)																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
	基準の種類	基 準 の 概 要	初期設定値※ ¹																																																						
		防護措置の概要																																																							
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	(略)																																																						
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）																																																							
	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (Genal Emergency)																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
原子炉制御室	(略)	(略)	原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																																						
	基準の種類	基 準 の 概 要	初期設定値※ ¹																																																						
		防護措置の概要																																																							
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	(略)																																																						
		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。） <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定（以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。）を実施</u>																																																							
		25	表改める																																																						

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行						改正案						頁	備考		
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準		(略)			OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準		(略)					
		避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に _____		(略)				避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に <u>簡易な方法による除染（以下「簡易除染」という。）等を実施</u>		(略)					
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁴ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		(略)			OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁴ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		(略)					
		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施 _____		(略)				1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 <u>甲状腺被ばく線量モニタリングを実施</u>		(略)					
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	(略)		(略)			飲食物に係るスクリーニング基準	(略)		(略)					
		(略)		(略)				(略)							
	OIL6	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	OIL6	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)			(略)	
第5節から第8節 (略)						第5節から第8節 (略)									
第2章 原子力災害事前対策						第2章 原子力災害事前対策									
第1節から第5節 (略)						第1節から第5節 (略)									
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備						第6節 情報の収集・連絡体制等の整備									
1 情報の収集・連絡体制の整備						1 情報の収集・連絡体制の整備									
(1) から (4) (略)						(1) から (4) 略									
(5) 移動系通信系の活用体制						(5) 移動系通信系の活用体制									
町は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型） _____、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。 _____						町は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線（車載型、携帯型）、携帯電話・ <u>衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム</u> 、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。 <u>なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</u>						37	字句加える		
(6) (略)						(6) 略						37	字句加える		

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
2 略 3 通信手段の確保 (1) (略) (2) 通信手段・経路の多様化 ①町防災行政無線の整備 町は、<u>防災行政無線については、移動系及び同報系防災行政無線の充実に努めるものとする。</u> ②から⑦ (略) 第7節から第12節 (略) 第13節 避難受入活動体制の整備 1 (略) 2 避難所等の整備 (1) 避難所等の整備 町は、コミュニティセンター<u>など</u>公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するものとする。 指定避難所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備するものとする。 なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、<u>男女のニーズの違い</u>多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。 また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるようつとめるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 (2) から (7) (略) (8) 指定避難所等における設備等の整備 町は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>仮設トイレ、</u><u>マット、</u><u>簡易ベッド、非常用電源、</u><u>衛星携帯電話</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 (9) 物資の備蓄に係る整備 町は、県と連携し、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、<u>炊き出し用具、</u>毛布等避難生活に必要な物資等の<u>備蓄に努めるとともに、</u>	2 略 3 通信手段の確保 (1) (略) (2) 通信手段・経路の多様化 ①町防災行政無線<u>等</u>の<u>確保・活用</u> 町は、<u>国及び県とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備・多重化・耐震化やIP通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。</u> ②から⑦ (略) 第7節から第12節 (略) 第13節 避難受入活動体制の整備 1 (略) 2 指定避難所等の整備 (1) <u>指定</u>避難所等の整備 町は、コミュニティセンター<u>等</u>公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するものとする。 指定避難所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備するものとする。 なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、<u>男女及び性的マイノリティ(LGBT等)などの多様な性のニーズの違い</u>や生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。 また、<u>感染症対策のため、平常時から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるようつとめるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> (2) から (7) (略) (8) 指定避難所等における設備等の整備 町は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク、</u>仮設トイレ、<u>マンホールトイレ、</u>マット、<u>段ボールベット等</u>の簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備、</u>衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 (9) 物資の備蓄に係る整備 町は、県と連携し、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、<u>段ボールベット等の簡易ベット、パーティション、</u>炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の<u>備蓄や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮するものとする。</u>	40 40 47 47 47 47 47 48 48	字句改める 字句改める 字句加える 字句加える 字句改める 字句改める 字句改める 字句加える 字句加える

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。	指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。		
3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 (1) (略)	3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 (1) (略)	49	項目加える
<u>(2) 新設</u>	<u>(2) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や健康担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u>	49	項目加える
(3) 新設	<u>(3) 町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u>	49	項目加える
(4) 新設	<u>(4) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u>	49	項目加える
(5) 新設	<u>(5) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u>	50	項目加える
(2) 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成するものとする。 また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとされている。	(6) 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成するものとする。 また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとされている。	50	項目下げる
(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。 また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとされている。	(7) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。 また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとされている。	50	項目下げる
(8) 新設	<u>(8) 町は、県と連携し、円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、</u>	50	項目加える

美里町地域防災計画（第４編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
4から9 （略） 第14節から第16節 （略） 第17節 原子力災害医療体制等の整備 1 （略） 2 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、UPZの住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。 _____ _____ _____ _____ （1）緊急時における配布体制の整備 ① 略 ②町は、県と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、<u>禁忌等</u> について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。 （2）副作用に係る体制の整備 町は、<u>県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。</u> 第18節 物資の調達、供給活動 （1）町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 _____ また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 （2） （略） 第19節 （略） 第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 （1）から（2） （略）	<u>検討するよう努めるものとする。</u> 4から9 （略） 第14節から第16節 （略） 第17節 原子力災害医療体制等の整備 1 （略） 2 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備 町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、UPZの住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。 <u>なお、町は、県と連携し、原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳児を含む。）をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。）等の事項を住民等へ平常時から周知するものとする。</u> （1）緊急時における配布体制の整備 ① 略 ②町は、県と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の目的や効果、服用を優先すべき対象者、<u>服用不適切者</u>について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。 （2）副作用に係る体制の整備 町は、<u>県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に受入れの協力を依頼等するとともに、緊急時には服用した者の体調等を医師等が観察して必要な場合に緊急搬送を行うことができる等の医療体制の整備に努めるものとする。</u> 第18節 物資の調達、供給活動 （1）町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。 （2） （略） 第19節 （略） 第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 （1）から（2） （略） （3）町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域	53	字句加える
		53	字句改める
		54	字句改める
		54	字句加える

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
（３）町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める （４）から（６） （略） 第２１節から第２３節 （略） 第２４節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 （１）から（２） （略） （３）事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安<u>部</u>職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。 （４） （略） 第２５節 （略） 第３章 緊急事態応急対策 第１節 （略） 第２節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 １ 警戒事態（Alert）等に係る通報連絡 （１）原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合 ① （略） ②原子力規制委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会 は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び住民等に対し情報提供を行うこととされている。また、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、原子力事業所の被害状況に応じてPAZを含む市町には、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備を要請することとされている。 ③から④ （略） （２） 略 ２から３ （略）	において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>ものとする。 （４）から（６） （略） 第２１節から第２３節 （略） 第２４節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 （１）から（２） （略） （３）事故の通報を受けた宮城海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安<u>部</u>職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。 （４） （略） 第２５節 （略） 第３章 緊急事態応急対策 第１節 （略） 第２節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 １ 警戒事態（Alert）等に係る通報連絡 （１）原子力事業者から警戒事象等発生の通報を受けた場合 ① （略） ②原子力規制委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u>は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び住民等に対し情報提供を行うこととされている。また、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、原子力事業所の被害状況に応じてPAZを含む市町には、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備を要請することとされている。 ③から④ （略） （２） 略 ２から３ （略）	55	字句加える
		58	字句加える
		61	字句加える

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行		改正案	
図 3-2-1 緊急時通報連絡系統図		図 3-2-1 緊急時通報連絡系統図	
		頁	備考
		65	図改める
4から5 (略)		4から5 (略)	
第3節 (略)		第3節 (略)	

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1から6 （略） 7 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム_____を設置することとされている。 また、<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。 町は、国が設置する<u>原子力</u>被災者<u>生活</u>支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。 第5節 住民等への的確な情報伝達活動 1 住民等への情報伝達活動 （1）から（3） （略） （4） 適切な情報の提供 町は、周辺住民のニーズを十分把握し、（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。 なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。 この際、町が行う情報伝達事項は、概ね次のとおりとする。 ①事故の概要 ②原子力災害に係る対応状況 ・原子力発電所における対応状況 ・町及び県並びに国、防災関係機関の対応状況 ③災害の状況及び今後の予測 ・緊急時モニタリングの結果 ④住民等のとるべき行動及び注意事項 ・交通規制、避難経路及び<u>避難所・避難場所等</u> ・飲食物の<u>放射性物質調査</u>の結果及び出荷制限等の状況 ⑤その他必要と認める事項 （5） （略） （6） 様々な情報伝達手段の活用 町は、情報伝達に当たって、同報系防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、_____テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。<u>また、</u>安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1から6 （略） 7 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム（以下「被災者支援チーム」という。）を設置することとされている。 また、_____被災者_____支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。 町は、国が設置する_____被災者_____支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。 第5節 住民等への的確な情報伝達活動 1 住民等への情報伝達活動 （1）から（3） （略） （4） 適切な情報の提供 町は、周辺住民のニーズを十分把握し、（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。 なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。 この際、町が行う情報伝達事項は、概ね次のとおりとする。 ①事故の概要 ②原子力災害に係る対応状況 ・原子力発電所における対応状況 ・町及び県並びに国、防災関係機関の対応状況 ③災害の状況及び今後の予測 ・緊急時モニタリングの結果 ④住民等のとるべき行動及び注意事項 ・交通規制、避難経路及び<u>指定避難所等</u> ・飲食物の<u>放射性核種濃度測定</u>の結果及び出荷制限等の状況 ⑤その他必要と認める事項 （5） （略） （6） 様々な情報伝達手段の活用 町は、情報伝達に当たって、同報系防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、<u>住民避難を支援するためのスマートフォン向けアプリケーションを活用するものとする。また、</u>テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。<u>その他、</u>安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際	75	字句加える
		75	字句削る
		75	字句削る
		79	字句改める
		79	字句改める
		79	字句加える
		79	字句改める

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
に活用する媒体に配慮するものとする。特に、 <u>避難所・避難場所等</u> にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	に活用する媒体に配慮するものとする。特に、 <u>指定避難所等</u> にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	79	字句改める
第6節 屋内退避、避難受入等の防護活動 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 （1） 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等 ①から③ （略）	第6節 屋内退避、避難受入等の防護活動 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 （1） 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等 ①から③ （略）		
	<u>④町（町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県）は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、自らの判断で避難指示を行うものとする。</u>	83	項目加える
<u>④町は、住民の避難誘導に当たっては、県と協力し、<u>住民に向けて</u>、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</u>	<u>⑤町は、住民の避難誘導に当たっては、県と協力し、</u> 避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	83 83	項目下げる 字句削る
<u>⑤町は、避難指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、指定避難所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</u>	<u>⑥町は、避難指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、指定避難所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</u>	83	項目下げる
<u>⑥町の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し<u>避難所・避難場所等</u>となる施設を示すこととされている。</u> なお、県は、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域的避難受入に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとされている。	<u>⑦町の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し<u>指定避難所等</u>となる施設を示すこととされている。</u> なお、県は、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域的避難受入に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとされている。	83 83	項目下げる 字句改める
<u>⑦町は、災害の実態に応じて、県と連携し、家庭動物に係る対応について呼びかけるものとする。</u>	<u>⑧町は、災害の実態に応じて、県と連携し、家庭動物に係る対応について呼びかけるものとする。</u>	83	項目下げる
（2）指定避難所等 <u>①町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ、指定避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。</u>	（2）指定避難所等 <u>①町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、コミュニティセンター、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民等に対する周知徹底するものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備するものとする。</u>	83	項目改める
<u>②町は、県と連携し、それぞれの指定避難所等ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。</u>	<u>②町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u>	83	項目改める
<u>③町は、県と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>	<u>③町は、県と連携し、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u>	83	項目改める
	<u>④町は、県と連携し、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホ</u>	84	項目改める

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
<u>④町は、県と連携し、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を講ずるものとする。</u>	<u>ームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u>	84	項目改める
<u>⑤町は、県と連携し、指定避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</u> <u>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</u> <u>また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u> <u>なお、町は県と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u>	<u>⑤町は、県と連携し、それぞれの指定避難所等ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。</u>	84	項目改める
<u>⑥町は、県と連携し、指定避難所等の設置・運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</u>	<u>⑥町は、県と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベット等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	84	項目改める
<u>⑦町は、県と連携し、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u>	<u>⑦町は、県と連携し、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>	84	項目改める
<u>⑧町は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u>	<u>⑧町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を講ずるものとする。</u>	84	項目改める
<u>⑨町は、県と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。</u>	<u>⑨町は、厚生労働省及びと連携し、指定避難所等における避難者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</u> <u>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</u> <u>また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u> <u>なお、町は、県と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるなど、被災地の良好な衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u>	84	項目改める
<u>⑩町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。</u>	<u>⑩町は、県と連携し、指定避難所等の設置・運営における女性の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点等に配慮するものとする。特に、授乳室や女性及び性的マイノリティに配慮した物干し場、更衣室の設置や女性生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペア（女性2名以上）による巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様な生活者のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</u>	85	項目改める
（新設）	<u>⑪町は、県と連携し、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止する</u>	85	項目加える

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
	<u>ため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するとともに、性的マイノリティ（LGBT 等）に配慮するため、多目的トイレを設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u>		
（新設）	<u>⑫町は、県と連携し、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u>	85	項目加える
（新設）	<u>⑬町は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。</u>	85	項目加える
（新設）	<u>⑭町は、国及び県と連携し、災害の規模等に鑑み、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</u>	85	項目加える
（新設）	<u>⑮町は、県を通して、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</u> <u>また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、県を通して、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</u>	85	項目加える
（3） （略）	（3） （略）		
（4） 避難退域時検査等 県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、 <u>OIL</u> に基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとされている。この際、町はその活動に協力するものとする。	（4） 避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施 県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、 <u>O I L</u> に基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとされている。この際、町はその活動に協力するものとする。	86 86	字句改める 字句改める
（新設）	<u>（5）避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</u> 県は、国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がO I Lに基づき、特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとされている。この際、町はその活動に協力するものとする。	86	項目加える
<u>（5）安定ヨウ素剤の予防服用</u> （略）	<u>（6）安定ヨウ素剤の____服用</u> （略）	86 86	項目下げる 字句削る
<u>（6）要配慮者等への配慮</u> ①～② （略） ③社会福祉施設は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を屋内退避又は避難させるものとする。	<u>（7）要配慮者等への配慮</u> ①～② （略） ③社会福祉施設は、原子力災害が発生し、屋内退避又は避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を屋内退避又は避難させるものとする。 <u>入所者又は利用者を避難させた場合（避難開始時及び避難完了時）は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の</u>	86 87	項目下げる 字句加える

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
	他の施設では対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとされている。		
<u>(7)</u> 学校等施設における防護措置 (略)	<u>(8)</u> 学校等施設における防護措置 (略)	87	項目下げる
<u>(8)</u> 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)	<u>(9)</u> 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)	87	項目下げる
<u>(9)</u> 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置 (略)	<u>(10)</u> 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置 (略)	87	項目下げる
<u>(10)</u> 飲食物、生活必需品等の供給 ①町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。	<u>(11)</u> 飲食物、生活必需品等の供給 ①町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、 <u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u> 、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。	87	項目下げる
②から④ (略)	②から④ (略)		
2 独自の判断による措置 (1) (略)	2 自らの判断による措置 (1) (略)		
(2) 警戒区域の設定 町は、国の指示がない段階で、県から防護対策地区内の住民等に対する避難や屋内退避等の指示を受けたとき又は独自の判断により <u>避難や屋内退避等の指示を行うときは</u> 、県の指導・助言を得て、 警戒区域を設定するものとする。 なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第5節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。	(2) 警戒区域の設定 町は、国の指示がない段階で、県から防護対策地区内の住民等に対する避難や屋内退避等の指示を受けたとき又は独自の判断により、 県の指導・助言を得て、 <u>災害対策基本法第63条の規定に基づき、必要に応じて</u> 、警戒区域を設定するものとする。 なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第5節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。	88 88	字句削る 字句加える
(3) 防護措置に係る指示伝達等 I 屋内退避に係る指示伝達等 本部長は(町長)は、 <u>国、県の指示又は自らの判断により</u> 、あらかじめ定める避難計画に <u>基づいて</u> 防護対策地区内の住民等に対して、 速やかに屋内退避をするよう防災行政無線等により指示するものとし、必要に応じて <u>次に掲げる事項について</u> 、テレビ、ラジオ等の報道機関等を通じて防護対策地区内の住民等に周知するものとする。 ア～オ 略	(3) 防護措置に係る指示伝達等 I 屋内退避に係る指示伝達等 町は、 <u>屋内退避の実施にあたり</u> 、 あらかじめ定める避難計画に <u>基づき</u> 、防護対策地区内の住民等に対して、 <u>次に掲げる事項を付して</u> 速やかに屋内退避をするよう防災行政無線等により指示するものとし、必要に応じて テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて防護対策地区内の住民等に周知するものとする。 ア～オ 略	89 89 89 89	字句改める 字句加える 字句削る 字句削る
II 避難に係る指示伝達等 (新設)	II 避難に係る指示伝達等 ①町は、 <u>避難の実施にあたり、上記Iに掲げる事項（エについては避難の防護措置に係る地区）を付して避難をするよう防災行政無線等により指示するものとし、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通して防護対策地区内の住民等に周知するものとする。</u>	89	項目加える
① (略)	② (略)	89	項目下げる
② (略)	③ (略)	89	項目下げる
(4) 防護措置の方法等	(4) 防護措置の方法等		

美里町地域防災計画（第4編 原子力災害対策編） 新旧対照表

現行	改正案	頁	備考
I 屋内退避 ① （略） ②新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。 また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。 ③ （略） IIからIV （略） V 避難者の輸送 県は、必要に応じ、陸上自衛隊、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとされている。 町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、町及び県は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。 （5）から（6） （略） 第6節の2から第12節 （略） 第4章 原子力災害中長期対策 第1節 （略） 第2節 緊急事態解除宣言後の対応 町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。 第3節から第12節 （略）	I 屋内退避 ① 略 ② _____感染症流行下においては、県及び関係市町は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。 また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。 ③ （略） IIからIV （略） V 避難者の輸送 県は、必要に応じ、陸上自衛隊、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとされている。 町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。 _____感染症流行下においては、町及び県は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。 （5）から（6） （略） 第6節の2から第12節 （略） 第4章 原子力災害中長期対策 第1節 （略） 第2節 緊急事態解除宣言後の対応 町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び_____被災者____支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。 第3節から第12節 （略）	89	字句削る
		91	字句削る
		100	字句削る